

特定非営利活動法人 四季 定款

第1章 総則

(各称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 四季 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県鈴鹿市住吉五丁目7番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の高齢者・障がい者に対して、生きがいと自立心を養うための事業を行い、もって地域福祉推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条第1項別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 地域安全活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 介護保険法に基づく通所介護事業
- ② 介護保険法に基づく通所介護予防事業
- ③ 介護保険法に基づく訪問介護事業
- ④ 介護保険法に基づく訪問介護予防事業
- ⑤ 短期入所生活介護
- ⑥ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ⑦ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ⑧ 地域ふれあい交流事業
- ⑨ 保険外事業
- ⑩ 福祉有償運送

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2)賛助会員 この法人の事業を賛同するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

(1) 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(2) 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号にいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は団体が消滅したとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(種別及び定数)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人～10人

(2) 監事 1人～2人

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号いずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散

(3)合併

(4)事業計画及び収支予算並びにその変更

(5)事業報告及び収支決算の承認

(6)役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7)借入金(その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。)

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8)事務局の組織及び運営

(9)その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の次号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3)第13条第3項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくと

も5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第26条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第24条、前条第2項、第27条第1項第2号及び第48条の規定の運用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員の総数及び出席数(書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき。
- (2)理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面によって招集の請求があったとき。
- (3)第13条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決)

第33条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
- (2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3)審議事項
- (4)議事の経過の概要及び議決の結果
- (5)議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された資産
- (2)寄付金品
- (3)財産から生じる収入
- (4)事業に伴う収入
- (5)その他の収入

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第40条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事

会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併。

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産

(6)所轄庁による認証の取り消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 事務局

(設置等)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 理事は、事務局長及び職員と兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 2 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 3 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 奥田 一枝

副理事長 天利 高子

理事 石井 智

同 森 信男

監事 伊藤 健司

- 4 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成2

2年3月31日までとする。

- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。

令和8年度 事業計画書

(令和8年 4 月 1 日～ 令和9年 3 月 31 日)

特定非営利活動法人 四季

1 事業実施の方針

地域福祉推進に寄与することを目的とする。
高齢者、障害者の生きがいと自立心を養うための事業を行う上で、
下記の事業の非営利活動を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数
介護保険法に基づく通所 介護事業	通所介護（デイサービス）えみの里	通年	えみの里	5.5	9
介護保険法に基づく訪問 介護事業	訪問介護（ヘルパーステーション） えみの里	通年	利用者様 宅	2.5	7
介護保険法に基づく通所 介護予防事業	総合事業通所介護えみの里	通年	えみの里	5.5	1
介護保険法に基づく訪問 介護予防事業	総合事業訪問介護えみの里	通年	利用者様 宅	2.5	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	生活介護えみの里	通年	えみの里	5.5	5
	日中一時支援えみの里	通年	えみの里	5.5	5
	訪問介護（ヘルパーステーション） えみの里	通年	利用者様 宅	2.5	3
保険外事業	保険外事業	2026.6.1	個人	5	5
福祉有償運送	福祉有償運送	2026.6.1	個人	2	5

令和9年度 事業計画書

(令和9年 4 月 1 日～ 令和10年 3 月 31 日)

特定非営利活動法人 四季

1 事業実施の方針

地域福祉推進に寄与することを目的とする。
高齢者、障害者の生きがいと自立心を養うための事業を行う上で、
下記の事業の非営利活動を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数
介護保険法に基づく 通所介護事業	通所介護(デイサービス) えみの里	通年	えみの里	5.5	10
介護保険法に基づく 訪問介護事業	訪問介護(ヘルパーステーション) えみの里	通年	利用者様 宅	2.5	8
介護保険法に基づく 通所介護予防事業	総合事業通所介護えみの里	通年	えみの里	5.5	1
介護保険法に基づく 訪問介護予防事業	総合事業訪問介護えみの里	通年	利用者様 宅	2.5	3
障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に 支援するための法律 に基づく障害福祉 サービス事業	生活介護えみの里	通年	えみの里	5.5	6
障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に 支援するための法律 に基づく障害福祉 サービス事業	日中一時支援えみの里	通年	えみの里	5.5	5
障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に 支援するための法律 に基づく障害福祉 サービス事業	訪問介護(ヘルパーステーション) えみの里	通年	利用者様 宅	2.5	3
保険外事業	保険外事業	2026.6.1	個人	5	8
福祉有償運送	福祉有償運送	2026.6.1	個人	2	8

令和 8 年度 活動予算書
令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人 四季

(単位：円)

科目	金額 (円)		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等	500,000		
受取民間助成金			
4. 事業収益			
通所事業収益	15,000,000		
訪問事業収益	2,600,000		
総合事業通所事業収益	600,000		
総合事業訪問事業収益	1,100,000		
日中一時支援事業所	1,700,000		
生活介護事業収益	9,500,000		
居宅介護事業収益	700,000		
保険外事業収益	1,650,000		
福祉運輸事業収益	1,350,000		
福祉			
5. その他収益			
受取利息	3000		
雑収益			
経常収益計		34,703,000	
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当	19,500,000		
法定福利費	3,500,000		
福利厚生費	750,000		
人件費計	23,750,000		
(2) その他経費			
会議費	110,000		
通信運搬費	5,500,000		
消耗品	200,000		
賃借料	70,000		
修繕費	100,000		
水道光熱費	1,400,000		
租税公課	550,000		
雑費	5,000,000		
その他経費計	12,930,000		
事業費計		36,680,000	
経常費用計			
当期経常増減額			-1,977,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			-1,977,000
前期繰越正味財産額			9,329,600
次期繰越正味財産額			7,352,600

令和 9年度 活動予算書
令和9年 4 月 1 日 から 令和10年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人 四季

(単位：円)

科目	金額 (円)		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等	500,000		
受取民間助成金			
4. 事業収益			
通所事業収益	16,200,000		
訪問事業収益	2,700,000		
総合事業通所事業収益	650,000		
総合事業訪問事業収益	1,200,000		
日中一時支援事業所	1,700,000		
生活介護事業収益	10,600,000		
居宅介護事業収益	700,000		
保険外事業収益	1,980,000		
福祉運輸事業収益	1,600,000		
5. その他収益			
受取利息	4500		
雑収益			
		37,834,500	
経常収益計			
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当	21,500,000		
法定福利費	3,500,000		
福利厚生費	1,000,000		
人件費計	26,000,000		
(2) その他経費			
会議費	300,000		
通信運搬費	2,500,000		
消耗品	300,000		
賃借料	80,000		
修繕費	300,000		
水道光熱費	1,600,000		
租税公課	600,000		
雑費	7,000,000		
その他経費計	12,680,000		
事業費計		38,680,000	
経常費用計			
当期経常増減額			-845,500
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			-845,500
前期繰越正味財産額			7,352,600
次期繰越正味財産額			6,507,100